



2016年7月1日
第589号
 1部10円(組合員は組合費を含む)
 郵便振替00960-7-117274
 Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
 Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
 発行人 大橋 裕子
 連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

再任用問題

再任用者の病休代替講師の配置を求め、府教委交渉実現!

現在、府下の公立学校には、以下のように多くの再任用教職員が配置されています(大阪市、堺市、豊能地区は除く)。

- 小・中学校
 フルタイム 561名
 短時間 328名
- 府立学校
 フルタイム 393名
 短時間 941名

その方々の中で、病休、介護休暇を取得したにもかかわらず、代替講師が配置されないケースが生じています。これは、「単に、講師が見つからない」といったような理由ではなく、府教委の人権意識、労働安全環境軽視の姿勢が問

われる問題です。

短時間勤務の再任用のケースですが、昨年度、小・中学校で1人、府立学校で6人の代替講師が配置されたに過ぎません。多くの場合、府に申請しても「他の者でカバーしてやれるはずだ。」という府教委側の硬いガードの前に現場は、負担を押し付けられ、泣き寝入りの状態となっています。これでは、安心して病休を取得することはできません。

今年度、S市の中学校で発生しているケースでは、病休に入られた再任用(週3日)の方の分を負担すれば、ある教

員の授業負担は2学期には週27時間となり、『命と健康を守れない重大な人権侵害の事態』となります。団交の席上、府教委は、『明確な判断基準を持っているわけではない。府立では校長、小・中においては、各地教委から事情をよく聞き、必要に応じて配置している』という発言を繰り返すばかり。

学校がどんなに困窮していても、必要と判断しなければ、講師配置は無し。つまり、府教委のサジ加減で決まるということで、現場は負担を強いられ、府教委は知らんぷり。こうした形で多くが闇

に葬られているのが現状です。

S市の人事担当者は、「府からは、『基本的には代替は配置しない』と、はっきり言われており、府にあげることが出来ないんです」と嘆くことしきり。交渉の席上、府教委は、平然と「最初から、突っぱねているわけではない」とは言っているものの、実態は、そうではないことがわかります。組合は、早急な代替講師の配置を求めるとともに、「講師配置のルールと基準」が明らかにされるまで、徹底的に追及して行きます。

峰岡和義(吹田支部)

夏期一時金団交2回目 「授業アンケート」が抱える問題を追及

6月20日、夏期一時金団交の2回目が開かれました。前回の団交では担当者の不在により、教育庁が回答できず持ち帰りとなった多くの「宿題」の結果が明らかになりました。

「授業アンケート」は、授業改善を目的として高等学校課が始めた施策でした。しかし、府立学校条例が制定され、教員の人事評価として「授業

に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする」とされたことから、教員評価の道具として使われるようになりました。

教育庁はその両面性を生徒・保護者に明らかにせず、評価という極めて労働条件に関わる事項であることを理解せず、高等学校課は昨年度途中、手引きを無視する形でアンケートの中に自由記述欄を必須化

しました。

組合からの追及に、「授業改善の目的で自由記述欄は必須」とし、教員評価に使われるという点については、「校長が適切に説明を行っている」と回答しました。しかし、これは現場を知らない教育庁の詭弁です。

同様に、「アンケートは生徒や教員の個人情報保護した形で適切に取られている

(担当教員はアンケート用紙から顔を背ける、裏返しにして用紙を収集など)」と、希望的観測に基づいた回答に終始しました。

見ようと思えば簡単に見ることができるアンケート用紙、そして評価する教員の目前で書かせている実態など、さすがに教育庁もこのままではだめだと思ったのか、団交終了前に、「検討していく」と自ら回答しました。

現在、政令都市への権限移譲後の勤務労働条件について組合と交渉している堺市では、「授業アンケート」を本来の授業改善の目的だけに使うことを検討しています。不自由な大阪府を離れる「自由都市堺」に注目です。

酒井さとえ(書記長)

(左表)組合が差別的制度であるとして廃止を要求している役職階級別加算の支給割合

2015 年度 夏期一時金における役職階級別加算				2016 年度 夏期一時金における役職階級別加算			
夏期一時金	2015 年度 夏期		一人当たり	夏期一時金	2016 年度 夏期		一人当たり
	対象者	支給額			対象者	支給額	
20%加算	500 人(1.9%)	1.1 億円(5.7%)	220,000 円	20%加算	500 人(1.8%)	1.1 億円(5.3%)	213,000 円
15%加算	1,400 人(5.3%)	2.1 億円(10.9%)	150,000 円	15%加算	1,500 人(5.3%)	2.3 億円(11.1%)	155,000 円
10%加算	10,700 人(40.5%)	10.3 億円(53.4%)	96,000 円	10%加算	11,300 人(40.1%)	11 億円(53.1%)	97,000 円
5%加算	13,800 人(52.3%)	5.8 億円(30.1%)	42,000 円	5%加算	14,900 人(52.8%)	6.3 億円(30.4%)	42,000 円
合計	26,400 人 100%	19 億円 100%		合計	28,200 人 100%	21 億円 100%	

2015 年夏期一時金 各部署の人数と所要額				2016 年夏期一時金 各部署の人数と所要額			
	部署人数	所要額			部署人数	所要額	
知事部局 (行政委員会含む)	約 8,100 人	69 億	9 千万円	知事部局 (行政委員会含む)	約 8,100 人	70 億	1 千万円
警察	約 23,000 人	175 億	1 千万円	警察	約 21,900 人	186 億	4 千万円
学校	約 57,600 人	430 億	6 千万円	学校	約 57,700 人	430 億	4 千万円
合計	約 88,700 人	675 億	6 千万円	合計	約 87,700 人	695 億	9 千万円

2016夏の取り組み!

毎年夏、組合は「労働と教育」をテーマに様々な取り組みを行っています。

今年もやります! みなさん、奮ってご参加ください。

【EWAセミナー2016】

今年、『若者の働き方・働かされ方を考える』と題し学習会を開催します。

第1部は、土屋トカチ監督の出世作でもあるドキュメンタリー映画『フツ-の仕事がしたい』の上映です(2008年、70分)。まだ「ブラック企業」という言葉が「流行語」になる以前に、その実態を扱った作品です(当日は、英語字幕

付きの映像を上映します)。

第2部は、土屋監督と関西学生アルバイトユニオンによる若者と労働の問題に関するトークセッションです。



日時 7月30日(土)15時
会場 エルおおさか606号室
参加費無料

EWA Seminar 2016
EWA will hold a EWA seminar 2016.
Day/ Saturday, July 30 2016 at 3pm
Place/ L-Osaka 606 Fee/ Free
Film screenings/ Documentary Movie
'A Normal Life, Please' (in English subtitles)
Talk session/ Director Tokachi Tsuchiya,
Kansai Students Arbeit Union
Any one can join!

【全国学校労働者交流集会】

今年の全体テーマは「『チーム学校』で現場(学校)は変わるのか」です。

組合からも、高校入試による大阪の教育現場の混乱などについてを報告する予定です。

日時 8月20日(土)13時(受付開始12時)~21日(日)12時

会場 小倉リーセントホテル
費用・集会費 1,000円
・集会+交流会 6,000円
・全日参加 13,000円
組合より補助あり(参加者数によって補助額が変動する場合があります)
申込締切 7月下旬まで
参加希望者は、組合事務所まで連絡ください。多くの参加を期待しています。

当面の日程

7月24日(日) エルおおさか
第6回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会 詳細後日
7月30日(土)13時~ エルおおさか606号室 第27回大阪全労協定期大会
7月30日(土)15時~18時半 エルおおさか606号室 EWAセミナー2016
みなさん是非、ご参加を!

文化おちこち (166) おちこちブックレビュー 布施祐仁『経済的徴兵制』 (集英社新書) 2015.11



読了後、得体の知れない恐怖に襲われた。「巨大な貧困が巨大な戦争を支え、巨大な戦争が巨大な貧困をつくりだしている」、この負のスパイラルをつくりあげる政・財・軍が、教育をも動員しようとしている。その事実の堅固さに我が身が押し潰されそうな感覚になる。

この著者は、読者に向けて情動的に語ることをしない。事実を丹念に調べ、それを簡潔にまとめ、読者に事実を静かに提示する。冷静に連ねられた文章は、これがいま進行しつつある現実であることを淡々と示す。大声で読者に向けて訴えているわけではない

し、荒々しく読者に迫るわけでもない。

しかしこの書を読み終えた読者は、この危険な状況から逃れない限り、私たちの未来はないということを説得させられるだろう。真実は静かに語られることによって、私たちの心の奥深くに浸透し、確かな認識として息づく。良書たる所以である。

貧困層の人々が経済的な理由から軍事的な仕事を選ばざるを得ない状況のことを経済的徴兵制(Economic Draft)という。実際に自衛隊に入隊する高校新卒の52%が、貧困率が高い道県出身者で占められている。権力は、貧困をつくりだす仕組みを掲げ、さらに貧困層の人々の生命までも搾り尽くす。「国益」という少数者の利益追求のために格差拡大の施策が続けられている。

「一人ひとりの人権や生命より国策や国益を優先させる」考え方が、この社会の全体を覆っている。だから逆に、一人ひとりの人権や生命がなにより大切なことなのだ、大勢の人々に語り継いでいかなければならない。ひとつひとつ丁寧に具体の個人の人権にこだわって行動すること、それが今ほど求められている時代はないと言えるだろう。

勝山貴可(高校支部)

戦争に協力したくない!労働者と市民の集会開催

6月16日、エルおおさか南館ホールにおいて、大阪労働者弁護団と大阪社会文化法律センターの主催で、上記集会が開催され、約160名が参加しました。



【「徴用」拒否の歴史、そして「吹田事件」】

基調講演では、大阪大学の北泊謙太郎さんが、「戦時下日本の労働力動員政策と『徴用』制度」と題して、1930年代からの国家総動員体制下において労働者と市民がさまざまな法と制度によって徴用されながらも、国民的批判と徴用拒否はかなりあったことなどを詳しい資料とともに説明されました。さらに、1931年生まれの上田理さんは、大阪大学の学生だった1952年に、朝鮮戦争に加担する国鉄吹田操車場の作業を中断させた「吹田事件」の経験などを語られました。

【「戦争」を拒否する法律家と労働者・市民】

レポートとして、谷次郎弁護士は、「戦争法」制定によって労働者が危険な業務へ従事させられる危険性が増えたこと、改憲によって緊急事態条項が導入されれば、国民には国や公共機関の指示に従う義務が生じることを解説されました。現場からは、高校生平和大使の現役高校生と支援する弁護士、JR西日本労働組合、大阪教育合同労組から高校教員の私、JAL不当解雇撤廃裁判原告団、ミナセン大阪、の発言がありました。

【労働者と市民の宣言】

最後に、「...平和な明日を私たち自身の手で、みんなで、今こそ選び取る」という宣言を、大椿裕子執行委員長が高らかに読み上げて、参加者が決意を新たにして集会は終わりました。

増田俊道(執行委員)

EWA 選挙権と主権は違 によって与えられている 選挙
う 選挙権は、憲 権年齢は18歳以上に引き下げら
法と法律にもとづ れたが、私たちは生まれてから
いて与えられる 主権は、憲法 死ぬまで主権者を辞められない
以前に、そもそも人であること 18歳未満も立派な主権者だ